

第17回  
青森県景観形成審議会  
議事録

平成25年1月29日（火）

日 時：平成25年1月29日（火）13時30分～

場 所：青森県庁 北棟5階 B会議室

出席者：委員 熊谷 ヒサ子  
委員 熊谷 雄一  
委員 国分 薫  
委員 斎藤 嘉次雄  
委員 塩野 勝幸  
委員 篠崎 幸恵  
委員 月舘 敏栄  
委員 山谷 文子

以上8名出席

## 【事務局】

ただ今から「第17回 青森県景観形成審議会」を開催いたします。  
開催にあたりまして、青森県県土整備部都市計画課長の三橋より挨拶を申し上げます。

## 【開会挨拶：三橋 都市計画課長】

都市計画課長の三橋です。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方には「青森県景観形成審議会」の委員就任にあたりまして、快くお引き受けいただきまして、厚くお礼申し上げます。

現在青森県では、本県の素晴らしい景観を次世代に引き継いでいくために、青森県屋外広告物条例の改正を検討しております。なぜ改正を検討しているかと申しますと、青森県景観条例は県内全域を規制しているのに対して、屋外広告物条例は規制のかからない白地地域があるため、それを解消するべく検討を進めております。全国では既に18県が県内全域に規制が及ぶ屋外広告物条例を運用しております。また、隣の秋田県、岩手県では既に運用済みであります。このような全国的な流れの中で、本県も両隣の県との整合を図る意味でも、速やかに条例を改正したいと考えておりますが、その方向性について、委員の皆様からそれぞれの立場で、忌憚のない意見、ご提言を賜りますようお願いを申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## 【司会】

今回、委員の任期満了に伴う改選によりまして、お手元の青森県景観形成審議会委員名簿のとおり委員に変動がございましたので、ここで出席委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

### （委員紹介、省略）

本日の出席状況につきましては、委員12名のうち、8名が出席されており、出席者の総数が過半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

今回は、委員の改選後、初めての審議会でございますので、改めて会長及び副会長の選任を行うこととなります。

まず、選任の前に「景観形成審議会」について、簡単にご説明いたします。

### （景観形成審議会についての説明、省略）

それでは、会長と副会長の選任について、三橋都市計画課長より説明をさせていただきます。

## 【課長】

それでは、会長及び副会長の選任について、ご説明させていただきます。

青森県景観形成審議会の会長及び副会長は、青森県附属機関に関する条例第4条によりまして、委員の互選によることとなっております。昨年6月に改選がありましたので、新たに会長と副会長を選任することとなります。

事務局といたしましては、委員12名のうち9名が再任となっており、前会長であります月舘委員、前副会長であります斎藤委員が再任されておりますので、引き続き、月舘委員に会長、斎藤委員に副会長をお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様はいかがでしょうか。

## 【委員】

異議なし。

**【課長】**

ありがとうございます。各委員のご賛同を得ましたので、月館委員に会長をお願いしたいと存じますが、月館委員よろしいでしょうか。

**【月館委員】**

屋外広告物条例の改定に向けて前回より引き続き協力していきたいと思います。よろしくお願ひします。

**【課長】**

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

副会長につきましては、斎藤委員をお願いしたいと存じますが、斎藤委員よろしいでしょうか。

**【斎藤委員】**

はい。

**【課長】**

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

**【事務局】**

それでは、月館委員には会長にご就任いただきましたので、会長席へ移動をお願いいたします。早速ではございますけれども、月館会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

**【月館会長】**

屋外広告物条例の改定については前委員会の時から引き続き課題等残っておりますが、是非改定を実現したいと思います。また、その中で青森らしさというものを考えますと、雪・冬の景観を考えながら改定を考えていきたいと思います。来年度は屋外広告物条例改定のために審議会も増えるかと思いますが、みなさんと協力してスムーズに改定できるように審議会を運営して行きたいと思いますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

**【事務局】**

ありがとうございました。

続きまして、斎藤副会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

**【斎藤委員】**

副会長になりました斎藤でございます。月館会長を補佐いたしまして、審議会の運営がスムーズに行きますように一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**【事務局】**

ありがとうございました。

次に、「大規模行為部会」に属する委員の指名に入らせていただきます。

(大規模行為部会について説明、省略)

それでは、会長、指名をよろしくお願ひいたします。

### 【月館】

委員会は昨年2月に開いてから約1年間開催していないので、委員の方の確認もしながら進めていきたいと思います。この大規模開発行為に関する委員会ですが、斎藤委員を部会長に山谷さん、弘前大学の出委員、森田委員、それから今回の委員を退任された鎌田委員にお願いしていました。

部会長については、前部会長である斎藤委員が継続でありますので、斎藤委員に引き受けていただければと思います。また委員の方々には、本日出席しています山谷さん、さらに欠席していますけれども、森田委員、出委員、さらに新しく委員になります藤川さんをお願いしたいと思っています。藤川委員は景観人を長くやっておられまして、たぶん足掛け10年くらい景観に関わっておられる方ですので、この方が適切かなと思っています。

よろしいでしょうか。

### 【委員】

賛成いたします。

### 【月館】

よろしく願いいたします。

### 【事務局】

ありがとうございます。それではよろしく願いいたします。欠席されています、出さん森田さん藤川さんについては、事務局のほうで了解を得ておきます。

つづきまして、本日の議案に入る前にお配りの資料について確認をさせていただきます。

(配布資料の確認、省略)

それでは、このあとの進行につきましては、青森県附属機関に関する条例の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、月館会長によりしく願いいたします。

### 【月館会長】

まず、議事録署名委員の指名ですけれども、斎藤委員と塩野委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは今日の議案を進めて行きたいと思います。今日の課題は屋外広告物条例の改定方針についてがメインです。昨年2月に行いました前回第16回の審議会の概要について報告をお願いいたします。

### 【事務局】

(屋外広告物条例見直しの背景及び前回審議会の概要について配布資料にて説明、省略)

### 【月館議長】

どうもありがとうございました。これまで改定に向けて行なってきた検討内容・検討結果について報告がありました。

これについてご意見・ご質問が有りましたらお願いいたします。

**【国分委員】**

前回審議会で決めた禁止地域についてです。

6月1日に条例改正した後、違法看板となった看板が今も立っていますけれども、撤去命令等出してるんですか。何か行政で動いていますか。

**【事務局】**

前回は違反広告物の対処の仕方、厳罰化について色々ご意見をいただきましたけれども、なかなか難しい、というのが現状です。確かに規定には罰金も最大50万とあるのですが、それをいきなりかざしてというような形はなかなかできない状況です。

**【国分委員】**

去年仙台で官民合同会議があったんですが、（行政による違法看板の撤去命令は）全国で今まで一回もないそうです。大変むずかしいですね。

**【事務局】**

対応としては、お互いに理解しあうまで粘り強く説得するという形で今のところは動いていません。

**【国分委員】**

文書は出しているんですか？

**【事務局】**

文書（正式な行政文書）は出していません。正式文書が行く前のこの物件が違反状態だという通知はしています。ただ違反物件になると、許可を取っていないので、まずは建てた業者が分からない。広告主は当然出ているので、そこに連絡するという事になるんですけれども、なかなかそういった細かいケアはできかねているという現状があります。

**【塩野委員】**

誰が建てたかわからないものを強制的に撤去すれば何か問題あるのでしょうか。

**【国分委員】**

財産権の問題、私有財産の問題があります。

**【月館会長】**

やっぱり私有の財産なので、簡単にはできない。

**【事務局】**

例えば、今空家でも同じような話がありますが、もう半分崩れかかっているような空き家でも、撤去できないです。あれと同じような状態です。

**【月館会長】**

簡易なものだったら文書出して、半年待って、といったように対応することも可能です。

### 【事務局】

張り紙程度であれば、簡易除去が出来るんですけども、柱がしっかり地面に立ってしまったものは、先ほどから出ている財産権の問題等あり、国分委員もお詳しいでしょうが、ある程度きっちりした手続きを踏まないと出せない状況にあります。

### 【月舘会長】

国分委員からは去年の委員会でもより具体的なご指摘がありましたけれど。今の件につきましては、昨年度も課題にはなっていましたので、より実効のある対応ができるように実務的なところでの努力を事務局と相談しながらやっていきたいと思えます。

同じように昨年度のことを少し思い出して確認したいようなことがありましたら、お答えいたします。他の委員の方よろしいでしょうか。

### 【熊谷ヒサ子委員】

年に一回とはいえ、きちっとした委員会が開催されていることにおかれましては、毎回の委員会で新たな動きや情報を出していただかなければ、この委員会の意味がないと思えます。段階的な手続きで新たな決定情報が少ないということもあるかもしれませんが、それならば具体的に今どのような手続きを取られているのかという事だけでも報告して、表に出していただきながら進めていただかなければと思えます。

### 【月舘会長】

昨年度の最後の審議会の時に改定の話が出て、6月1日から施行ということでしたけれども、今熊谷（ヒサ子）委員のご指摘、更には国分委員のご意見等を考えますと、改定を行った場合はその実施状況や成果を、概要で結構ですので、報告していただきたいと思えます。

### 【国分委員】

条例改正の通知についてです。先日七戸バイパスで違法看板となった看板のオーナーからお話を聞く機会があったのですが、条例が改正されてから行政から何も文章が来ていないと言っていました。その看板は市町村から許可を貰って掲出したものだということで、行政も施工者がわかると思うのですが、何のアクションもきていないということでした。条例を変更したからにはそのことを通知しなければ意味が無いのではないかとと思えます。

### 【月舘会長】

それにつきましては、3月の末に今年度第2回をやることになるかと思えますので、事務局と確認しまして、改めてご報告できるようにしたいと思えます。

### 【事務局】

今回ご指摘受けた件に対しては、色々こちらでも調べてみて、3月に出来ればご報告します。今後も十分対応していきたいと思えます。

### 【月舘会長】

その他よろしいでしょうか。

では、今日のメインの課題に移りたいと思えます。「屋外広告物条例の改正の方針」について、事務局からご説明をお願いいたします。

## 【事務局】

(配布資料にて屋外広告物条例の改正方針について説明、省略)

## 【月舘会長】

どうもありがとうございました。

今日主に意見交換したい内容は、従来は規制対象にならない地域があったが、それを許可地域として組み込むことが妥当かということと、規制内容の具体的な改正として、今まで道路から100m後退させて設置するという後退距離規制をやってきましたが、これを緩和することが適切か、ということです。事務局からは、平成17年度以降3回にわたって調査研究を行ってきた内容を踏まえて今回の改定の方法が妥当ではないかという説明をしていただきました。

また、条例改正の実施段階では、普及啓発に関わる説明会、あるいは表彰制度、更には具体的な取り締まりを検討し、実際に行えるようにして行きたいという方針の説明をして頂きました。

内容が非常に豊富でしたので、皆さん今の説明を聞いてよく分からなかったこと、あるいは何を検討しているのかということも含めてまずは自由にご発言していただければと思います。いかがでしょうか。

## 【齊藤委員】

後退距離の基準の見直しですけれども、これは先程の統計の中においてでも、ほとんど守られていない。当然見直しの検討になると思います。

意見としては、やはり弘前・青森・八戸の団体とある程度統一的な基準を持ったほうがいいんじゃないかと思います。というのは青森県の広告規制、特に距離が統一されていると、もうちょっといい景観を県外から来た人に見せられるのかなと思います。

## 【塩野委員】

景観行政団体の三市に後退距離の基準はあるんですか。

## 【事務局】

後退距離に関する規制はありません。

だから今回後退距離基準を緩くする方向になれば、県の基準が現在の三市に対して基準が近づいていく格好になります。現状では、県の基準と三市の基準はだいぶ乖離があります。

## 【斎藤委員】

あと道路端0mからというのも気になる距離です。ある程度の一定の道路端規制の距離が緩やかでも決めたほうがいいのかと私は思います。

## 【月舘会長】

実は私も0mということが気になっています。距離を離さないと、例えば冬に除雪した雪の事を考えますと、やっぱり0mっていうのはいかななものかと思います。そうは言っても、昔みたいに鉄道からのんびりと外を眺めているという時代ではなくなったので、100mというのは今の時代と少しズレが生じてきているのかなという気がします。

そこについて篠崎委員何かありますでしょうか。

## 【篠崎委員】



まず、斎藤委員がおっしゃったとおり、他の青森八戸弘前がどうなっているのかということが気になる場所です。地図上に区域はありますが、景観というのは連続しているものですから、できるだけ区切りなく規制が出来ればと思います。実際に旅をしている時にある区域から急に看板が「あら…」って、本当にかっかりしたりするものですから、そのへんは青森県全域、または県境であったら隣の県とタッグを組むくらい一個になって、「東北の中で青森すごいね」って言われるくらいに頑張ってやっていくというのが非常に希望する場所です。

また、先ほど月舘委員から100mというのは列車から見ることを想定しているという事を伺ってなるほどと思いました。それで一つ気になったのが、列車から車に視点場が変わった場合おそらく掲示の仕方も変わってくるような気がするんです。列車は客席から外をみる際に路線に対して垂直に見えますけれども、車はフロントガラスからですから道路と平行に近い視線になると思います。そう考えた時に、掲示される方は広告効果を狙いたいと思うので、景観的に言った時に非常に難しい印象が正直あります。私どもの会は色彩のことをやっておりますので、そのあたりの色の強さの関係ですとか、掲示面の大きさですとか、そういったことに関しては、景観上マイナスの方に行ってしまうとなるとちょっと残念かなという気は若干しております。

ただ、看板を効果的に出すという意味では、現在の規制に適合したものは全く広告効果がなく、それで掲出される広告物が違反ばかりになってしまうのであれば、近隣の自治体との公平性という面を考えても、実情に合わせてやっていければ良いと思います。

#### 【月舘会長】

どうもありがとうございました。熊谷（雄一）委員いかがですか。今まで議員としていろいろな活動があったと思うのですが。

#### 【熊谷雄一委員】

個別的専門的なことは私からはありませんが、今までの議論を聞いておりました当然景観条例との整合性を図る必要があると思いますし、篠崎委員の冒頭の話にありました三市との整合性が重要であろうというふうに思います。

それからスケジュールの所ですが、次回第18回の審議会に条例改正の素案について審議するところなんですけれども、この条例改正の素案というのはまだ出来ていないんですか、今日のこの会議を含めて条例素案ができるということなんですか、ということが一点と、平成25年度スケジュールの中で条例改正を議会にかけるとなっていますが、これは何月議会を予定されているのか、この2点についてお願いいたします。

#### 【事務局】

まず一点目の素案については、本日の審議会に2点の条例改訂方針、つまり全白地地域を許可区域にすることと、それから今の100mの後退距離を緩和することについて皆様に合意いただいてから、今日の審議会に出た内容、例えば後退距離0mは好ましくないというご意見を踏まえまして、具体的な数値を示した素案を作成して、3月末の審議会に諮りたいと考えています。

それから、二点目の来年の時期という話なんですけど、我々の目標としては、26年度の4月から施行を考えておりますので、11月議会に諮って、11月～次の年の3月までの間は周知期間とし、26年度の当初から新しい条例・規則を持って規制誘導をはかっていきたいと考えております。

#### 【月舘会長】

どうもありがとうございました。今日の検討課題についてはこの後少し具体的な点についても

検討を進めて、素案の基本になるところを今日固めたいところです。

**【国分委員】**

許可基準30㎡の拡大についてはまた変更はしないんですか。

**【事務局】**

拡大は今のところは考えていません。

**【国分委員】**

我々は前から要望していますけれども、せめて片面30㎡、両面で60㎡でしょう。岩手も秋田も両面で30㎡という規制ではないです。

**【月舘会長】**

今国分委員から作る側の立場からの課題を幾つか指摘して頂きました。さて、基本的に白地地域をなくす、それから100mを見直すという点についてはいかがでしょうか。

**【委員】**

(異議なし)

**【月舘会長】**

山谷委員いかがですか。

**【山谷委員】**

斎藤委員、篠崎委員が言われたのと同じようなことなんですが、景観は県を超えてずっと美しさがつなげていくものなので、連携するというのをすごく大事にしたいと感じます。先ほどの説明の中で、八戸市と青森市と弘前市が景観行政団体ということで、県条例の規制から外れる、また各地域にあった規制を行うことが望ましいという観点から、景観行政団体に各地域がなっていくことが好ましいというお話がありましたが、そのように各市町村がそれぞれその景観行政団体になって、それぞれの条例にもとづいて行った時に、県としての統一性についてはどう捉えたらいいのでしょうか。

**【事務局】**

将来的には各市町村が基礎自治体として自分たちのエリアの特徴を活かしながら景観行政をおこなっていくのが理想ですが、組織的な問題等で実施できていない市町村が多いので、その間の過渡的な部分で県が青森県全体の景観をある程度守っていける最大公約数的なところの条例を作っている、と考えています。今後各市町村が景観行政団体に移行し、屋外広告物条例を策定する際には、県条例は「標準的な規制誘導の方向性として最低限守ってほしいもの」ですので、それを元にさらには各自自治体の踏み込んだ条例を作っていってもらおう方向で考えています。

例えば、弘前ですが、去年の6月1日に独自の条例を作りました。これは、ほぼ県と同様な条例ですが、それに上乘せする地区を設けています。例えば、市民からのアンケートで守りたい景観としてあがった岩木山、五重塔について視点場を定め、範囲を定めてその間に見えるところについては屋外広告物を禁止したり高さや色についての規制をしたり、上乘せ基準を設けて弘前独自の景観・屋外広告物行政を進めています。

### 【月舘会長】

最初の説明にもありましたけれども、条例改正については二段階で考える。まずは白地地域をなくす、それから将来的には岩手県等でやっている地域特性を踏まえたような、詳細なガイドラインを運用するという流れです。先ほど弘前の話がありましたけれども、昭和50年から51年に盛岡市でこれをやったんですね。岩手山について。城跡がありますから、そこから岩手山が見えなくなるような建物を禁止するもので、具体的な景観条例の出発点みたいなものです。だいたい今から30年余り前に盛岡で始まりました。基本は自分たちの風土のランドマークになっているものを守りながら自分たちの生活環境を作っていく、良い景観を作っていくというのが基本です。ですから、青森県全体をカバーする基本方針は統一的去るとともに、景観行政団体の三市を含めて県内景観担当者の年一回の連絡会議等を設けて、全体としての統一的な景観行政を運用していきたいという事だと思います。

塩野委員いかがですか。

### 【塩野委員】

平成17年の実態調査を見ると、後退距離について条例を遵守している物件は0件ですが、表示面積に関しては多くが適合しています。ですので規制変更の際には、相関型規制として距離が遠くなるほど無制限に面積が拡大できるようにするよりも、ある程度の表示面積の上限を設けたほうが良いと思います。

### 【国分委員】

30㎡という上限はあるんです。

### 【塩野委員】

はい。現在はそうですが、これを単に相関的にしたら遠くなるに連れて際限なく面積が上がってってしまうので、上限は30㎡って決めてその範囲内で相関をとるんです。

### 【事務局】

変更するとすれば、塩野委員がおっしゃっているような形を想定しております。

### 【月舘会長】

大きくても遠くにあるものは、訴える力があまり強くないんですよ。例えば皆さんロサンゼルスの上の山の上にHOLLYWOODというのがあるのを覚えているかと思うんですけども、灰色の岩肌に白のゴシックで作られた看板ですが、ポケットしているとほとんど気が付かないくらいなんです。日本の看板の方がもっと目立ちます。

実際に広告をやりたい人は、篠崎委員からもご指摘があったように、目立つ色を使用して、目立つ場所に建てますので、交通標識とかを塞いだり、見難くするような格好で設置されることも少なくありません。ですので、規制するにあたっては、単に距離だけじゃなくて、交通案内の標識等への影響等も考慮出来れば良いと思います。

### 【塩野委員】

そもそも、実際に後退距離100m以上の看板を建てる事はあるんですか。列車からと言ってもだいぶ離れると思うのですが。

### 【月舘会長】

たとえばですね、みちのく有料道路に入っていく所の山の所にありますね。

**【塩野委員】**

あれは野立広告物なんですか？

**【事務局】**

自分の敷地のために建てるのであれば自家用広告物ですね。

**【国分委員】**

面積違反についてですが、実際の許可は図面上で判断しているので実物を測ってないんですよ。だから結構30㎡の違反はあるんですよ。図面書見るだけで上に登って測らないから違反がやまないんです。

**【月舘会長】**

今はですね、デジタルカメラとかで撮ってちょっとアプリケーションにかけるだけで、高さからサイズまで測定する道具もできてはいますので、やろうと思えばできます。運用にあたってはそうしたツールを利用しながら、規制をしていくことも考えられるかもしれません。

少し取りまとめをしたいと思います。今日は2つのご提案がありました。白地地区をなくすということと、100mという後退距離を見なおすということです。また委員からは、三市をはじめ県内の各市町村との連携をとって統一的な条例運用をするべき、という意見が出ました。

大まかな点についてはこれでよろしいでしょうか。

**【委員】**

はい

**【月舘会長】**

次回の審議会では、具体的後退規制基準が示された素案が提示されるかと思いますが、今日出た意見として、道路からの後退距離が0mというのは課題があるというご指摘がありました。説明中に挙げられた参考事例でも6mくらい離れていますし、後退距離は見直しはするけれども、道路端すぐに建てるのはどうかと思われます。先進事例等を精査しながら青森県の実態にあった検討をしていただければと思います。

だいたい以上が今日皆さんから出たご意見の骨子かと思いますが、委員の皆さんから何か補足、あるいは改めてご意見・質問がありましたらお願いいたします。

**【熊谷雄一委員】**

今議長がまとめられたようなことを次の審議会までに議事録として配布されるのでしょうか。それから、今日はこの場でご説明を聞いて、意見を聴取したんですけども、例えば次の条例改正の素案が出されるまでの間に、各委員から個別の文章で意見を集めるということはないのでしょうか。

**【事務局】**

まず議事録については、議事録を作成して、今日署名の指名をさせていただきました塩野さんと斎藤さんをお願いして、それが終わるとうちのホームページに載せます。もしホームページに載せる前に皆さんに配布したほうがいいということであれば、郵送する形で配布させていただきます。

それから２点目の方の事前の個別意見聴取については、現時点では次回開催までの時間が厳しいところもありまして、今回と同じように一週間前に資料を皆さんの方にお配りして、読んでいただいて、その時に思った疑問や意見を次の審議会に出していただくという形で考えております。

**【月舘会長】**

今回は具体的な改正につながる審議会になりますので、条例としての体裁を整える具体的な内容の提案になっていくかと思います。その段階では、一字一句とは言いませんけれども、精査が必要になるかと思いますので、前もって検討する期間、熊谷委員からご指摘あったようなことが重要だと思います。年度末の厳しい状況ではありますが、極力対応できるようにお願いしたいと思います。

**【事務局】**

分かりました。

**【月舘会長】**

その他にありませんか。

あの、１つだけ相談なんですけど、次回審議会の開催日についてです。

**(次回審議会の日程調整、省略)**

３月２６日を第一案として、第二案を３月２７日ということにして、皆さん予定を立てていただければと思います。それから今日欠席の方には、今のスケジュールの様子をお伝えいただき、早めに日程調整をしていただくようにお願いします。

以上で今日予定していました検討内容がほぼ取りまとめできたと思います。

今日の審議会を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【委員】**

はい

**【月舘会長】**

では、事務局よろしくお願いたします。

**【事務局】**

委員の皆様には、長時間にわたりご検討いただきまして、誠にありがとうございました。

次回の開催時期についてですが、第一が２６日、第二が２７日ということで、日程が決まり次第、また皆様のほうにお知らせ、ご案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

これもちまして、第１７回青森県景観形成審議会を閉会いたします。

本日は、お忙しいところ誠にありがとうございました。